

平成24年4月以降の障害者自立支援法等 改正に伴う日中一時支援（放課後対策型）及 び児童デイサービスの取扱いについて

平成24年1月
障害者自立支援課

1 趣旨

平成24年4月の障害者自立支援法等改正により、現行の児童デイサービスは、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス及び児童発達支援に再編されます。

それに伴い、現行の日中一時支援(放課後対策型)は、新設の放課後等デイサービスとサービス内容等が重複するため、平成24年3月31日をもって廃止することとします。

つきましては、日中一時支援(放課後対策型)事業所は、放課後等デイサービス又は日中一時支援(日中預かり型)の申請をしていただく必要があるため、申請に係る事務処理について示したものです。

なお、児童デイサービスの指定を受けている事業所は、施行日に児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされます。

※施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効します。(平成24年7～9月に申請していただく予定)

2 サービス内容

(1) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

※学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進することを目的としている。

(2) 児童発達支援

障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識能力の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省で定める便宜を供与する。

3 対象者

(1) 放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障害児

※引き続き放課後等デイサービスを受けなければ、その福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまでの間、利用することが可能。(ただし、障害者自立支援法の生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りではない。)

(2) 児童発達支援

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)療育手帳等の所持の有無を問わず、児童相談所や市町村保健センター、医師等の意見書などで療育の必要性が認められた児童

4 指定基準(案)

放課後等デイサービス・児童発達支援事業 (主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合を除く)

	職種	員数等
人 員	児童指導員 又は保育士	単位ごとに当該支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数(1人以上は常勤) ・障害児が10人までは、2人以上 ・障害児が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	その他必要な職種	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合 ※配置した場合は、指導員等の総数に充てることができる
基 準	児童発達支援管理責任者	1人以上(業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可)
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は、他の職務の兼務可)
設備基準	・指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ・また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。	

※利用定員は、放課後等デイサービスと児童発達支援事業の合計の数を適用

5 指定申請に伴う注意事項

(1) 定款の記載変更

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業

(2) 児童発達支援管理責任者の要件(案)

① 一定の実務経験

② 児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)の終了

※施行後3年間においては、実務経験を有する者のうち、上記の研修を修了していなくても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる。

また、過去にサービス管理責任者研修(児童分野)を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

(3) 児童デイサービス事業所からの移行に伴う届出

	児童発達支援事業 (未就学児を支援)	放課後等デイサービス (就学児を支援)	申請時期	必要手続等
①	○	○	H24.7～9月	・みなし規定により、施行日から一年以内の省令で定める期間内に指定申請
②	○	×	H24.2月	・児童デイサービスの廃止(平成24年3月31日) ・児童発達支援の新規指定(平成24年4月1日)
③	×	○	H24.2月	・児童デイサービスの廃止(平成24年3月31日) ・放課後等デイサービスの新規指定(平成24年4月1日)

(4) 日中一時支援(放課後対策型)事業所の移行に伴う届出【2月中】

- ・日中一時支援(放課後対策型)の廃止(平成24年3月31日)
- ・児童発達支援事業若しくは放課後等デイサービス、日中一時支援(日中預かり型)の新規指定及び登録(平成24年4月1日)

(5) 指定及び登録申請等の提出期限(別紙①参照)

平成24年2月29日((3)②、③、(4))

※障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書については、別途お知らせすることとし、平成24年3月15日締切を予定しています。